

令和7年度特別養護老人ホーム 経営支援事業について

福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

項目

- 0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要
- 0 2 令和 7 年度スケジュール
- 0 3 努力実績加算の変更点（令和 7 年度当初からの変更点）
- 0 4 令和 7 年度新たに追加・変更された項目について
- 0 5 第三者評価・利用者調査について
- 0 6 - 1 Q&A（第三者評価・利用者調査）
- 0 6 - 2 Q&A（よくある質問と回答）
- 0 7 施設支援課施設運営担当からのお願い
- 0 8 その他（お問合わせ先）

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

目的

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設になることを目的とする。

対象施設

社会福祉法人が都内に設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム

※ 地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く

欠格事由

次の（１）から（５）に該当した場合、補助金の一部又は全部を交付しない。

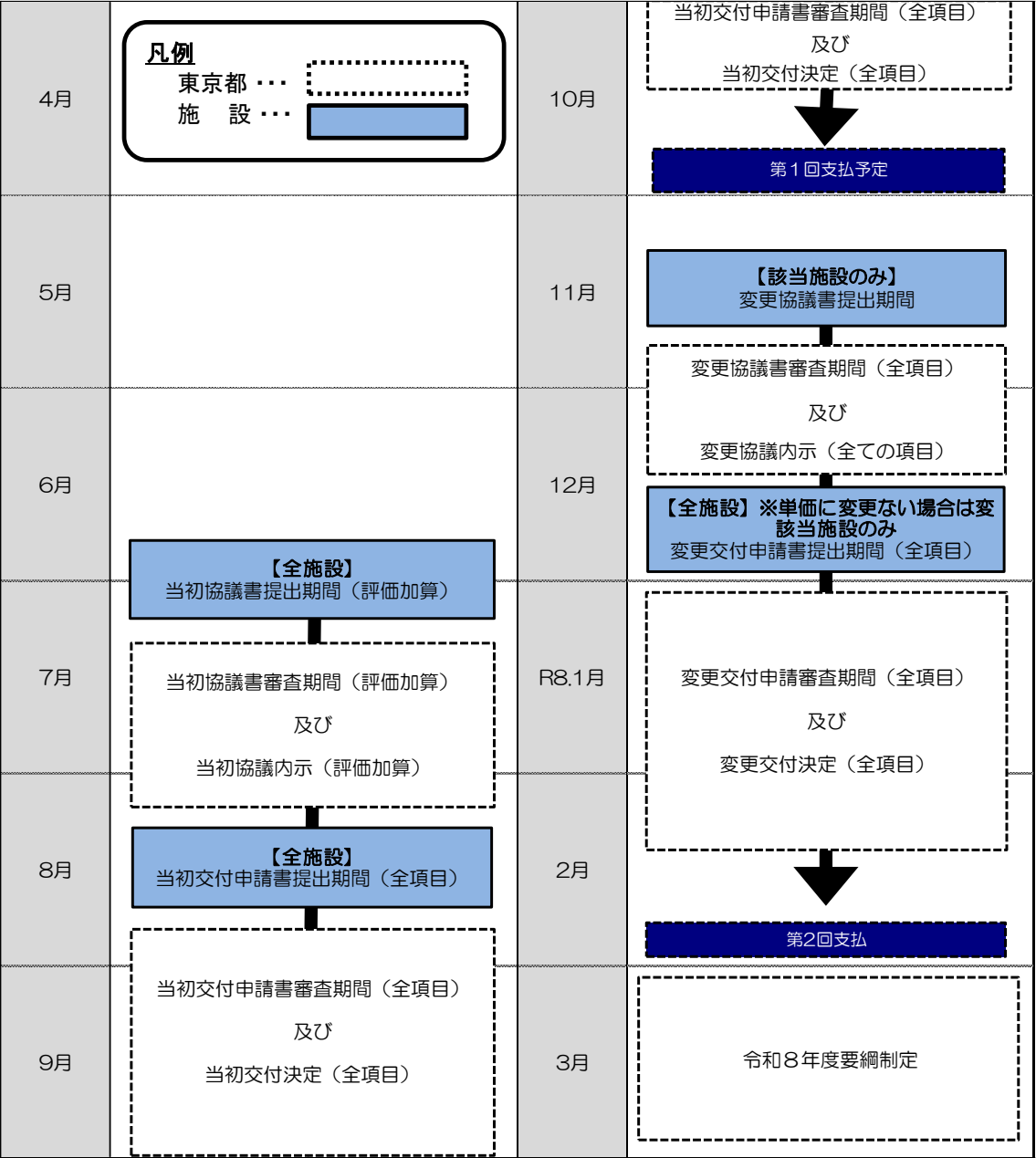
- （１）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、これらの法に基づく命令の規定に違反したもの
- （２）（１）の状況にある社会福祉法人が設置するもの
- （３）老人福祉法及び社会福祉法の規程に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- （４）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
- （５）令和７年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

交付対象経費

番号	項 目		内 容	単 価
①	あん摩マッサージ指圧師加算		視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円 ～ 407,000円／月
②	小規模施設加算		経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円 ～ 939,000円／月
③	島しょ加算		経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円／年
④	町村部特別加算		経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円／年
⑤	評価加算	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
		努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価(※) ×交付対象施設の獲得ポイント数 ※1ポイント当たりの単価は、努力・実績加算の総額と補助対象施設の総ポイント数を勘案し、東京都が決定
⑥	サービス評価・改善加算		サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

02 令和7年度スケジュール



支払の例

施設名	当初 交付 申請額	第1回 支払	変更 交付 申請額	第2回 支払	支払額 合計
A特養	100万円	50万円	変更し ない	50万円	100万円
B特養	100万円	50万円	110万円	60万円	110万円
C特養	100万円	50万円	90万円	40万円	90万円

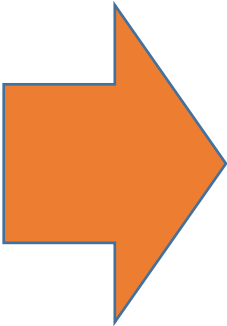
金額が一致

0 3 努力実績加算の変更点（令和 7 年度当初からの変更点）

努力実績加算

【変更前】 令和 6 年度

区分		項目	定員70人以上	定員69人以下
1	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置（2：1）	5	
2		外国人介護職員の活用	2	
3		介護職員の医療対応力向上	2	
4		専門的看護師の配置	3	
5		職員定着率の向上①	5	
6		職員定着率の向上②	3	
7		介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
8		育児と仕事の両立の支援	3	
9		ボランティアコーディネーターの配置	3	
10		障害者の雇用	2	
11		介護現場のDXの促進	3	6
12		自治会等との防災訓練の実施	4	
13		島しょにおける人材確保（職員の定着）	10	
14		島しょにおける人材確保（研修の参加）	8	
15	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
16		透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6
17		社福軽減の実施	5	
18		他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか
19	地域社会への貢献等	施設の空き情報の適切な提供	4	
20		福祉避難所としての訓練等の実施	4	
21		次世代への介護の魅力発信	2	4
22		講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか
23	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表		-8	



【変更後】 令和 7 年度

区分		項目	定員70人以上	定員69人以下	R7（案）
1	サービス提供体制等	介護・看護職員の増配置（2：1）	5		継続
2		外国人介護職員の活用	2		継続
3		介護職員の医療対応力向上	2		内容変更
4		専門的看護師の配置	3		継続
5		職員定着率の向上①	5		内容変更
6		職員定着率の向上②	3		継続
7		介護職員のメンタルケア対策の強化	5		ポイント変更
8		育児と仕事の両立の支援	3		継続
9		ボランティアコーディネーターの配置	3		継続
10		障害者の雇用	2		継続
11		介護現場のDXの促進	3	6	内容変更
12		島しょにおける人材確保（職員の定着）	10		継続
13		島しょにおける人材確保（研修の参加）	8		継続
14	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	8・4 のいずれか		内容・ポイント変更
15		透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6	継続
16		医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	5・3 のいずれか		新規
17		社福軽減の実施	5		継続
18	地域社会への貢献等	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2 のいずれか	10・6 のいずれか	一部削除
19		施設の空き情報の適切な提供	4		継続
20		地域と連携した防災訓練の実施	5		内容・区分変更
21	地域社会への貢献等	非常災害時における連携の強化	2		新規
22		災害時要配慮者支援体制の構築	5・2 のいずれか		新規
23		非常災害時等における職員派遣	3		新規
24		次世代への介護の魅力発信	2	4	継続
25		講座・サロン等の開催	5・2 のいずれか	10・4 のいずれか	内容変更 一部削除
26	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表		-8		継続

0 4 令和 7 年度新たに追加・変更された項目について

追加された項目

項目	内容		定員70人以上	定員69人以下
医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	令和7年1月から12月までの期間に、あらかじめ下記に掲げる医療的ケアが必要と認められる者を、新たに受け入れている（再入所の場合は除く）。 a 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、b 経鼻経管栄養、c 在宅中心静脈栄養、d 喀痰吸引、e 在宅酸素療法、f 気管切開管理、g インスリン注射、h 透析	新規受入れ 1人以上 3人未満	3	
		新規受入れ 3人以上	5	

- ・受け入れる時点で医療的ケアを必要としている方を対象としているため、入居して以降に医療的ケアが必要になった方に対しては非対象。
- ・令和 7 年度においては列挙している医療的ケアに限定。

追加された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
非常災害時における連携の強化	他法人と非常災害の発生時における協力体制を確保するための協定を締結し、職員交流を行っている。	2	

- ・ 高齢者施設に限らず、児童施設や障害施設等との連携協定でもOK。
- ・ 研修や委員会のような交流は必要ではないが、災害時にどのように対応するか定期的に確認する必要有。

追加された項目

項目	内容		定員70人以上	定員69人以下
災害時要配慮者支援体制の構築	東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）に職員を登録している。	1人以上5人未満	2	
		5人以上	5	

- ・東京都災害派遣福祉チームへの登録については東京都災害福祉広域支援ネットワークが主催する東京DWAT登録研修会に参加する必要有。
- ・定期的に募集を行っているため、詳細につきましては、東京都社会福祉協議会のHPを確認。

追加された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
非常災害時等における職員派遣	令和7年4月1日から起算して前1年の間に、非常災害等の発生に際し、自治体や事業者団体等からの要請に応じて、延5日間以上の職員を派遣している。	3	

- ・昨年度の実績になるため、今年度の派遣については非対象。
- ・複数の職員による合算での5日間、違う場所へ派遣したことによる合算での5日間も可能。

変更された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
介護職員の医療対応力向上	4月1日時点において、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者が3割以上いる。 ただし、登録特定行為事業者として登録した事業者に限るものとする。	2	

- 介護職員等がたんの吸引等を行うためには、研修（喀痰吸引等研修）を受講し、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行うことで初めてできるようになる。そのため、職員が認定証を持っていても事業所として登録がなければたんの吸引等はできない。登録がお済でない事業者につきましては、公益財団法人東京都福祉保健財団に申請。

変更された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
職員定着率の向上①	4月1日時点において、前年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）。 ただし、居住支援特別手当の支給を行っている事業者に限るものとする。	5	

- ・職員定着のための支援策である居住支援手当の支給を要件化。
- ・令和6年4月1日時点から令和7年4月1日時点までの職員数で判断。
- ・令和6年5月以降に新規開設した施設は、非対象。

変更された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
介護職員のメンタルケア対策の強化	精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談対応を実施している。	5	

- ・ 定員規模によるポイント差をなくし統一。
- ・ 外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談体制の構築及び相談窓口の設置（いずれも協力医療機関等を活用する場合を含む）により相談対応を実施。
- ・ 労働安全衛生法に規定されているストレスチェックは非対象。

変更された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
介護現場のDXの促進	生産性向上に係る委員会を年2回以上開催し、介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善に向け取り組んでいる。	3	6

- ・前年度は介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーの導入に向けた検討をしていることを要件としていたが、実際にこれらを導入していることを要件化。

変更された項目

項目	内容		定員70人以上	定員69人以下
身寄りのない高齢者の受入れ	4月1日時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がいない等）を受け入れている。	1人以上10人未満	4	
		10人以上	8	

- ・令和5年度に申請いただいた施設の実績として平均人数が9.9人であったため、人数規模によって加点に差を設定。

変更された項目

項目	内容		定員70人以上	定員69人以下
他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を企画して実施している。ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	年間7回以上又は延べ7日間以上	3	10
		年間4回以上又は延べ4日間以上	2	6

- ・ 前年度回数規模のあった年間1回以上又は延べ1日間以上を廃止。

変更された項目

項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
地域と連携した防災訓練の実施	施設が主催する防災訓練を地域住民が参加する形で年2回以上実施している。	5	

- ・前年度の項目であった「自治会等との防災訓練の実施」と「福祉避難所としての訓練等の実施」を統合。
- ・区市町村や自治会等が開催する防災訓練や福祉避難所を運営するための訓練は非対象。
- ・「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」、「自治会等との防災訓練の実施」、「地域と連携した防災訓練」等、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理し、複数の項目を同時に満たすことが必要。

変更された項目

項目	内容		定員70人以上	定員69人以下
講座・サロン等の開催	介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を主催している。ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	9回以上 又は 年間37日以上の 配食サービス実施	5	10
		4回以上	2	4

- ・年1回以上を年4回以上へ要件引上げ、年3回以上の回数規模を廃止。
- ・区市町村からの委託により講座・サロン等の開催は対象とならない。
- ・併設の包括支援センターが主催する講座やサロン等は対象とならない。
- ・東京都HPの「100年活躍ナビ」については、開催実績に応じて計上可。
- ・ボランティアの募集については、「100年活躍ナビ」を通して行う取組のみを対象。

05 第三者評価・利用者調査について

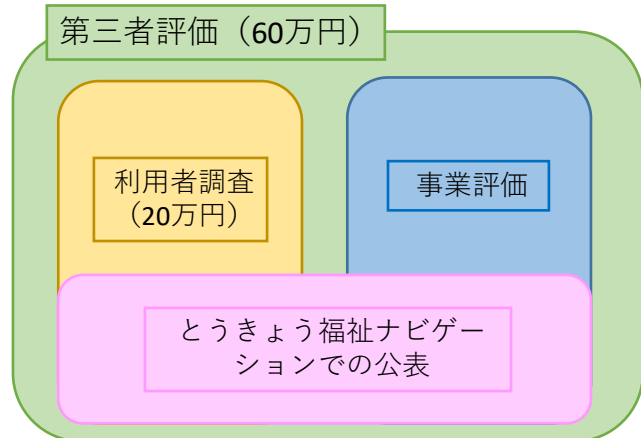
サービス評価・改善加算

【第三者評価】 福祉サービス第三者評価を活用としたサービス改善計画・状況の公表	600,000円
【利用者調査】 利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円

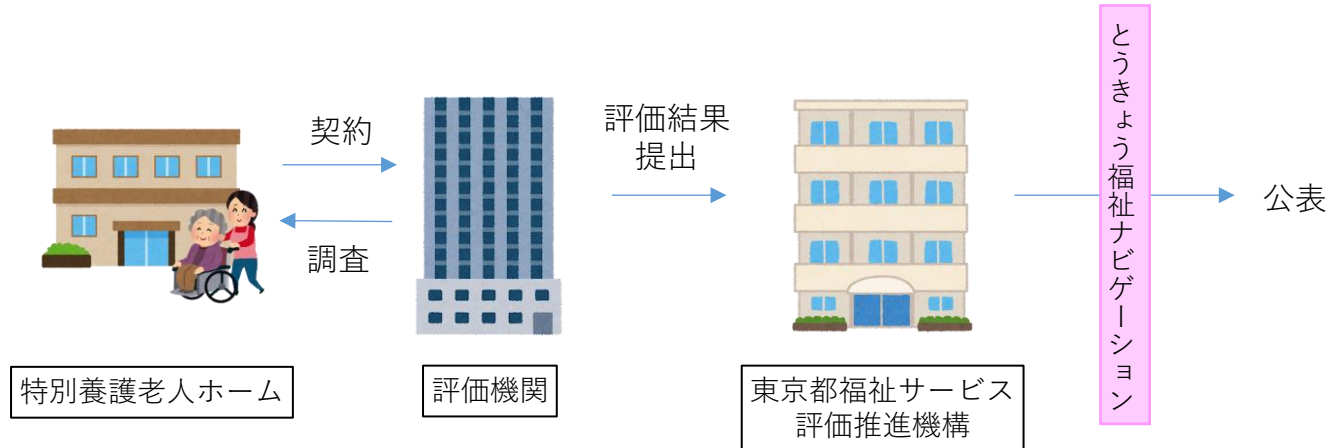
目的

- ・「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするための情報提供を図る。
- ・福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取り組みを促進することを可能とすること。

【第三者評価と利用者調査のイメージ】



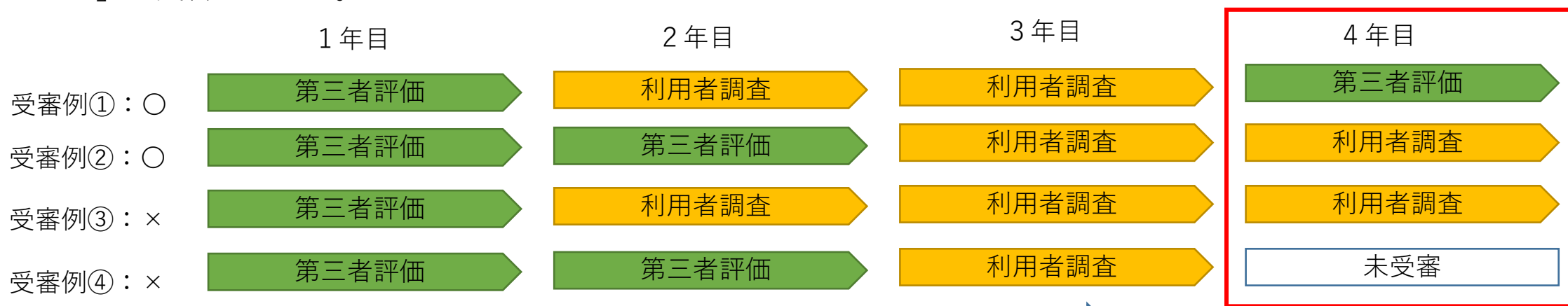
【仕組み】



0 5 第三者評価・利用者調査について

注意事項

- 1 **少なくとも** 3年に1回以上は「第三者評価」を受審し、「第三者評価」を受審しない年度においては、「利用者調査」を受審すること。



実例①及び②：3年に1回以上「第三者評価」を受審しているので「○」

実例③：3年連続で「第三者評価」を受審していないので「×

実例④：「第三者評価」及び「利用者調査」の両方を未受審の場合は、「×

「×」
の場合

2年後に「努力・実績加算」
ポイント数が「－8」

- 2 受審には2～3ヶ月程時間を要します。評価機関の負担を軽減するためにも、自施設の受審状況を正確に把握いただき、年度末ギリギリの受審を避けてください。

0 6 - 1 Q&A（第三者評価・利用者調査）

サービス評価・改善計画加算

Q 1. 第三者評価の見積額が50万円だったが、その場合は50万円で計上（申請）するのか。また、利用者調査の場合、見積額が15万円だったが、その場合は、15万円で計上（申請）するのか。

A 1. 契約額に関わらず、第三者評価＝60万円、利用者調査＝20万円の定額となる。

Q 2. Q 1 で生じた差額分は返還する必要があるのか。（第三者評価の場合10万円、利用者調査の場合5万円）

A 2. 定額であるため、返還する必要はない。

Q 3. 第三者評価と利用者調査の両方を実施すると80万円の補助となるのか。

A 3. 第三者評価の中に利用者調査が含まれているので、60万円となる。

努力実績加算全般

Q 4. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した項目について、実施をしなかった。この場合はどうなるか。

A 4. （例）大規模施設（定員70名以上）で右記の場合、
未実施の項目は、ポイントに応じた金額を東京都に返還となる。

	看取り介護研修の実施 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり
実績	なし

Q 5. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった項目について実施をした場合は、加算の対象となるか。

A 5. （例）大規模施設（定員70名以上）で右記の場合、
当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算を
実施しても、交付の対象（追加交付）とはならない。

	次世代への介護の魅力発信 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし
実績	あり

努力実績加算全般

Q 6. Q 4 のケースと Q 5 のケースでは相殺が可能か。

A 6. （例）大規模施設（定員**70**名以上）で右記のケースの場合、相殺は不可能。介護職員の医療対応力向上の未実施（－2ポイント）と次世代への介護の魅力発信の実施（＋2ポイント）を合算して「0ポイント」とは取り扱わない。介護職員の医療対応力向上の未実施（－2ポイント）のみを計算することになるので、2ポイント分の金額を東京都に返還することになる。

	介護職員の医療対応力 向上 （2ポイント）	次世代への介護の魅力発信 （2ポイント）
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし
実績	なし	あり

努力実績加算全般

Q 7. オンラインで実施した研修や訓練等は、加算の対象となるか。

A 7. 研修については、オンラインにおいても対面と同等レベルの実施が可能な場合は、加算の対象となる。
訓練については、原則として、実地訓練に限るものとする。

※「令和7年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業補助金Q & A」を東京都福祉局ホームページ(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/shitsugi-outou.html>)に掲載していますので、御確認ください。

0 7 施設支援課施設運営担当からのお願い

締切の遵守

1 施設の提出の遅延が、全ての施設に対する支払時期の遅延につながります。必ず提出期限をお守りください。

要綱の確認

特別養護老人ホーム経営支援補助金を活用する際は、必ず「要綱」を御確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/r07koufuyoukou>

お問い合わせ先

特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合せは、以下のお問合せフォームにお寄せください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/874451>

※頂戴した問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。

御視聴ありがとうございました